

# 「まちづくりフォーラム」を開催します

人口減少、少子・高齢化、核家族化など社会情勢が変化  
する中、第6次日野町総合計画のめざすべき将来像である  
「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち  
“日野”」の実現に向け、福祉や防犯・防災、子育てなどの  
さまざまな地域課題について、地域のコミュニティを再編  
し、地域が主体性を発揮して取り組む「誰ひとり取り残さ  
ない」地域づくりを進めていく必要があります。



このたび、川北秀人氏をお招きし、フォーラムを開催します。

本町の人口世帯構成の具体的な数値に基づき、これからの地域づくりに求められる  
進化について、一緒に考えてみませんか。



●と き：6月25日(土) 午後1時30分開始 (午後1時開場)

●と ころ：わたむきホール虹 大ホール(web配信による中継も実施予定)

●定 員：350人(来場者)

●講 演：・テーマ：「行事から事業へ、役から経営へ、現場づくりからひとづくりへ」(仮称)

・講 師：川北 秀人さん

(IIHOE[ファイアイチオーイー]人<sup>ファイアイチオーイー</sup>と組織と地球のための国際研究所)代表者 兼 ソシオ・マネジメント編集発行人)

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552

## 地域おこし協力隊 活動記

町では、3名の地域おこし協力隊員に着任いた  
だき、「関係人口の創出と拡大」移住・定住の促進  
に取り組んでいます。  
今月号では宮根通さんの活動を紹介します。



昨年度は、町内の多くの方々との出会い、私のことを知ってもらうことに注  
力しました。そして自分のできることからさまざまな「お手伝い」をさせてい  
ただきました。

次に、少しずつ町外の方々にも日野町を知ってもらえるようにと考えまし  
た。関係人口を創出するための活動として甲賀市のイベントに2回参加して  
日野町の物産販売をしました。来場者でにぎわう様子などを甲賀市のケーブ  
ルテレビにも取り上げていただきました。

5月3日(火)に開催された日野ギンザ横丁など、さまざまな団体に加えてい  
ただきながら、町内で開催されるイベントの実行委員などをさせていただいて  
おり、開催が決まっているものは次の通りです。

・ボランティアガイド(未定)

・日野ヒストリア(日野小学校・中学校の生徒  
向け歴史案内) 10月8日(土)

また、写真撮影のイベントなども企画中で  
す。ほかにも、高島市や守山市などで日野の  
歴史講演を行っており、今後も継続するとと  
もに開催地を増やして行く予定です。さらに  
日野の物産の常設販売所設置も検討中です。

何はともあれ、日野町がより楽しく暮らし  
やすい町になればと思います、それを今後の活動  
の軸にして少しでも尽力できればと思ってい  
ます。



イベント参加者の皆さんと

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552

# 令和4年度の国民健康保険税額が決定します

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支えあう制度です。

国民健康保険税は6月に決定します。税額は、所得や資産に応じた額と、被保険者1名あたりの額(均等割額)、1世帯あたりの額(平等割額)を合計した金額となっています。



## ○令和4年度 国民健康保険税 税額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割額【税率】	6.00%	2.50%	1.35%
②資産割額【税率】	5.25%	2.60%	3.55%
③均等割額【被保険者1人】	20,300円	8,500円	9,000円
④平等割額【1世帯】	18,900円	8,100円	5,100円
⑤賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

①は、令和3年中の所得金額から基礎控除額の43万円を控除した額に税率をかけて算出します。

②は、令和4年度固定資産税額(土地・家屋分のみ)に税率をかけて算出します。

## ○低所得世帯に対する軽減

令和3年中の世帯の所得(世帯主と被保険者等の合算)が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

**7割軽減**・・・総所得430,000円+100,000円×(給与所得者等<sup>※1</sup>)の数-1)以下の世帯

**5割軽減**・・・総所得430,000円+(285,000円×被保険者数<sup>※2</sup>)  
+100,000円×(給与所得者等<sup>※1</sup>)の数-1)以下の世帯

**2割軽減**・・・総所得430,000円+(520,000円×被保険者数<sup>※2</sup>)  
+100,000円×(給与所得者等<sup>※1</sup>)の数-1)以下の世帯

※1:一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。

※2:被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行された方も含まれます。

**(例) 4人世帯**  
(給与所得者(夫)1人、  
配偶者1人、子2人の場合)

	給与所得者数
軽減割合	1人
7割	430,000円以下
5割	1,570,000円以下
2割	2,510,000円以下

## ○子育て世帯に対する軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入されている未就学児(令和4年4月1日現在で6歳まで)の被保険者の方は均等割額を5割軽減します。

また、低所得世帯の軽減対象に該当する未就学児の方は、軽減適用後の均等割額から5割軽減します。

世帯の状況	令和3年度の均等割		令和4年度の均等割	
	医療分	後期高齢者支援金分	医療分	後期高齢者支援金分
7割軽減	6,090円	2,550円	3,045円	1,275円
5割軽減	10,150円	4,250円	5,075円	2,125円
2割軽減	16,240円	6,800円	8,120円	3,400円
軽減なし	20,300円	8,500円	10,150円	4,250円

## 国民健康保険税は必ず期限内に納めましょう

国民健康保険税を特別な理由がなく1年以上滞納されると、保険証が交付できなくなります。そのことにより、病院等で診察を受けたときに一旦全額を負担するほか、本来受けられる給付が受けられなくなります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、災害や急激な所得の減少、その他特別な事情により国民健康保険税の納付が困難な場合は、申請により減額や免除が認められる場合があります。お早めにご相談ください。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎ 0748-52-6570